

# 育児と仕事の両立支援制度

平成医療福祉グループでは、育児と仕事の両立支援制度として以下の制度を利用できます。

育児介護休業法改正  
の改正に伴い  
2025年4月～  
休暇を  
拡充します！



柔軟化

看護や行事のため単発で休みをとりたい

新設

## ＜子の看護等休暇・養育両立支援休暇＞

対象職員	中学校就学の始期までの子を持つ、 所定労働日数が週3日以上 of 職員
取得単位	1日または1時間単位
休暇の扱い	特別休暇(無給)
取得例	子の送迎での時間単位利用 子の看護・受診、感染症による学級閉鎖 行事参加(入学式/卒業式/授業参観/学校面談など)
取得上限	対象の子が1人 : 計15日/年 (子の看護休暇等5日+養育両立支援休暇0日) 対象の子が2人以上: 計20日/年 (子の看護休暇等10日+養育両立支援休暇0日)



育児休業をとりたい

### ＜出生時育児休業(パパ育休)＞

出生後8週間以内に最大4週間まで取得可能。  
2回まで分割して取得できる。

### ＜育児休業＞

子が1歳になるまで(条件により最長2歳まで延長して)取得可能。  
2回まで分割して取得できる。



働き方を相談したい

### ＜育児短時間勤務＞

所定労働時間を最大3時間まで短縮可能。  
中学校就学の始期まで取得できる。

### ＜深夜業の制限＞

午後10時～午前5時までの勤務制限を請求

### ＜所定外労働の制限＞

所定労働時間(定時)を超える勤務制限を請求

### ＜時間外労働の制限＞

1か月に24時間、1年に150時間を超える  
時間外労働の制限を請求

さらに詳しい情報は「職員専用サイト」または「産休育休マニュアル」をご確認ください。  
総務にてご案内しております。